

「天然ガス導入促進推進」に係る事後評価書

作成年月

平成 18 年 4 月

決裁者

資源エネルギー庁

電力・ガス事業部長 安達 健祐

作成者

ガス市場整備課長 広実 郁郎

本事後評価書は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成 13 年法律第 86 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき定められた「平成 17 年度経済産業省事後評価実施計画」に従って行われた「天然ガス導入促進推進」に関する事後評価について、同法第 10 条第 1 項の規定に基づき作成したものである。

1. 施策の目的・目標及びその達成状況

< 施策の目的 >

天然ガス導入促進により、ガス利用に伴うエネルギー消費に加え産業部門におけるエネルギー消費による環境負荷の低減 エネルギー需給構造の高度化 コストの低減 保安効率の向上を推進することによりガス利用者の利益の増進を図ることを目的とする。

< 施策の目標 >

平成 22 年度（2010 年度）までに全ての都市ガス事業者が高カロリー化*を実施し、天然ガスの利用拡大を図ることによって、地球環境問題への対応及びガス利用者の利益を増進する。

*高カロリー化とは、都市ガス事業者が供給ガスを低カロリーガス（ナフサやブタン（C4H10）等の改質ガスやブタンエアー等）から天然ガスを主とした高カロリーガスに転換することであり、高カロリーガスの導入により、同熱量のガスの運搬に必要な導管が小径化されることから、既存導管網の輸送能力の向上が図られる等、事業者のエネルギー供給基盤の強化が図られ、また、高カロリーガス用の機器が低カロリー用に比べて種類が多いため、需要家の利便性拡大、安全性の向上に寄与する。

< 目的・目標達成状況（結果・効果） >

平成 22 年度までの目標に対し、

- ・ 平成 16 年度末までに地方都市ガス事業者の需要家における高カロリー化は 85%、都市ガス原料に占める天然ガス化率は 93% を達成しており、当初目標である 100% の達成に向けて着実に推移している。

地方都市ガス事業者の高カロリー化は年間売上高の 2 ～ 3 倍に相当する膨大な費用の負担を要する事業であり、本施策における補助事業、金融政策の各事業が資金調達、初期投資負担軽減等の大きな経済的インセンティブとなって事業が促進したものである。また、事業者の高カロリー化が進んだことに加えて、需要家に対する天然ガス導入支援対策により、石油・石炭等から天然ガスへの燃料転換を促進した結果、地球環境対応である CO2 排出削減

減について当初目標を大きく上回る効果をあげている。

< 指標及び指標の推移 >

指標	H12 年度	H13 年度	H14 年度	H15 年度	H16 年度	目標値 (H22 年度)
地方都市ガス事業者の熱量 変更の完了した需要家件数 比率(%)	64	69	75	80	85	100
総予算執行額等(億円)	25.2	23.5	25.3	36.9	66.3	

< 原因・外部要因、課題 >

当初目的に向けて着実に進捗しているところ。

2. 今後の施策の見直し・改善策

< 今後の方向性 >

〔継続〕

本施策においては、需要家利益の増進及び地球環境保全を目的に、平成22年度（2010年度）までに都市ガス業界を天然ガスを中心とする高カロリーガスグループへ統一し、天然ガス導入を推進することを第一目標として、長期計画に基づき着実に実績をあげてきたところである。地方都市ガス事業者の高カロリー化は、天然ガス導入、利用拡大を行っていくための根幹を担う事業であり、今後熱量変換を予定している地方都市ガス事業者の大半を占める中小の事業者が計画どおり完了し、低廉な価格で安定的にガスを供給するためには、支援を継続して目標を達成することが重要である。一方、京都議定書の発効を受けて閣議決定された目標達成計画では、2010年（平成22年）の「第一約束期間（温室効果ガスの対90年（平成2年）比6%削減）」に加え、2013年（平成25年）から2018（平成30年）の「第二約束期間」以降も数値目標が設定されており、また、天然ガスへのシフト加速化の推進が明示されていることから、これまでも増して天然ガス導入施策は重要な位置づけにあると考えられる。我が国の都市ガスの普及率は55%、産業・民生部門におけるエネルギー消費に占める都市ガスの割合は7%にとどまっており、天然ガス普及を促進する潜在需要は大きいものがあると考えられる。従って、今後、エネルギーセキュリティ、環境適合性の観点から、天然ガス供給基盤の整備を進めるとともに、一層の天然ガスの普及拡大について国の関与の在り方を検討する必要がある。

< 具体的改善策 >

< 施策の目的・目標 >

- ・ 目的・目標の見直し

まず第一には、当初の目的・目標である天然ガス化100%の達成に向けて施策を着実に推進していくことが重要であると考え、今後、エネルギーセキュリティ、環境適合性の観点から、一層の天然ガスの普及拡大についての国の関与の在り方を検討する必要があると考える。

< 指標 >

- ・ 指標の見直し

まず第一には、当初指標の100%達成を目指すことが重要であると考え、今後、エネルギーセキュリティ、環境適合性の観点から、一層の天然ガス普及拡大についての国の在り方を検討する必要があると考える。

< 次回レビュー時期 >

事後評価時期：平成20年度

3. 施策の概要

< 施策の背景 >

天然ガスは、クリーンで高い熱効率を有し、長期契約によるエネルギー需給構造の高度化に資する。ガス利用に伴うエネルギー消費による環境負荷が低減されるため、従来から我が国の基幹エネルギーとして位置付けられている。加えて、1997年（平成9年）12月の「京都議定書」において、我が国は、2008年（平成20年）から2012年（平成24年）の間に温室効果ガスを対90年比6%削減することが義務付けられた。環境負荷の低減に向けて天然ガスの導入促進は、重要な役割を期待されている。我が国においては、1969年（昭和44年）にLNG(Liquefied Natural Gas)が導入されて以来、事業規模の大きい大手都市ガス事業者を中心に原料の天然ガス化が行われてきた。

しかし、原料供給の天然ガス化には、高いカロリーのガスを供給するための熱量変更作業及び天然ガス受入設備、熱量変更設備等インフラの設備投資が必要となる。一般的に、熱量変更作業等の実施（＝天然ガス化）は、事業者がその経営自主性に基づき判断するものであるが、膨大な資金負担による事業リスクや特殊設備の不足、専門的技術・知見の不足、需要家へのコスト転嫁による需要家負担の増大等を伴う事業であり、事業規模が小さく経営基盤が脆弱な地方都市ガス事業者においては、熱量変更作業等の実施が困難となり、天然ガス導入済みの需要家との間に、享受する便益に著しい格差が生じる可能性が懸念される状況にある。

また、エネルギー多消費型設備の天然ガスへの燃料転換の推進は、新エネ対策や省エネ対策と異なり、実施した事業者等が短期的には直接的な経済的便益を享受できない事業である一方で、環境制約を克服していく観点からは、不可欠かつ可及的速やかに取り組むべき施策であるが、現状では他燃料と比較して高価な初期設備投資、主に燃料価格差に起因する転換後の設備運転費用が、設備設置事業者が燃料転換に踏み込まない大きな要因となっている。

< 施策の必要性 >

天然ガスは、主要な石油代替エネルギーであり、環境特性、供給安定性の観点からも重要な基幹エネルギーとして高く評価されているが、公共財の提供及び外部性への対応の観点、また本施策は地域の特性に係わらず全ての都市ガス事業者の天然ガス導入を促進するためのものであることから、一定の範囲で国(行政)が関与し、天然ガスの導入を推進する必要がある。

このため、天然ガスを導入する都市ガス事業者等に対し、資金調達の確保、初期投資負担の低減、天然ガス化・利用促進事業等、経済的インセンティブの付与することにより、天然ガス導入を着実に進める必要がある。

< 施策の重要性：閣議決定等上位の政策決定 >

- 京都議定書目標達成計画（平成 17 年 4 月 28 日閣議決定）
 - ・ 天然ガスは、他の化石燃料に比べ相対的に環境負荷が少ないクリーンなエネルギーであり、中東以外の地域にも広く分散して依存することから、原子力等の他のエネルギー源とのバランスを踏まえつつ、天然ガスシフトの加速化を推進する。
- エネルギー基本計画（平成 15 年 10 月 7 日閣議決定）
 - ・ 天然ガスは、環境負荷が少ないクリーンなエネルギーであり、安定供給及び環境保全の両面から重要なエネルギーであることから、他のエネルギー源とのバランスを踏まえつつ、天然ガスシフトの加速化を推進する。
- 地球温暖化対策推進大綱（平成 14 年 3 月/地球温暖化対策推進本部決定）
 - ・ 石炭等を燃料とする産業用ボイラー等において天然ガスへの燃料転換を促進していく（略）

【ユーザーや有識者の意見等】

- 総合資源エネルギー調査会需給部会（平成 17 年 3 月/2030 年のエネルギー需給展望）
 - ・ 環境特性に優れた天然ガスについては、発電用及び熱用の双方について利用を拡大していくことが望まれる。・・・我が国は欧米先進諸国に比べ、民生や産業部門における天然ガスの利用が進んでおらず、更なる利用拡大が期待される。こうした分野での利用を拡大するにあたっては、より根本的な対応として、産出国からのより低コストでの調達、国内外の供給インフラの整備などに向けた中長期的な取り組みが必要である。（略）
- 総合エネルギー調査会都市熱エネルギー部会中間報告（平成 11 年 2 月/部会長：植草 益）
 - ・ 現在、高カロリー化に係る一般ガス事業者の負担コスト及び需要家への転嫁コストを軽減するため、所要の支援策が講じられており、今後とも、中小一般ガス事業者については、そうした支援策を継続していくことが必要である。
- 総合エネルギー調査会都市熱エネルギー部会ガス基本問題検討小委員会中間取りまとめ（平成 4 年 5 月/委員長：植草 益）
 - ・ 地方一般ガス事業者における天然ガス導入を円滑に進めるため、ガス種の変更に伴い需要家が使用する消費機器を高カロリーガス種に適応させる措置（ノズルの取替え等の作業。以下「熱量変更作業」という。）の共同化による要員確保と事業者負担の平準化の推進等が必要である。

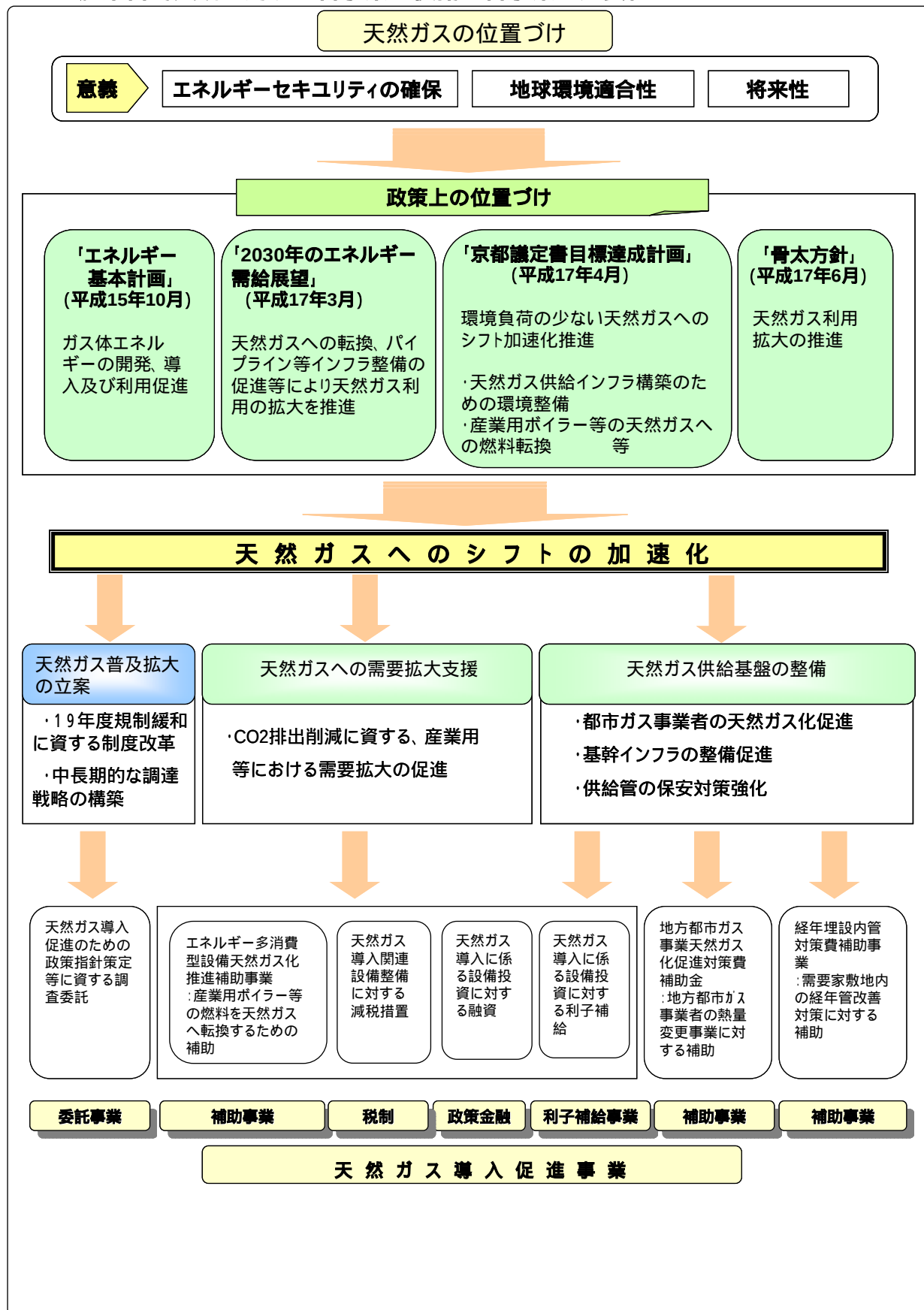
【 施策の事業構成 】

事業名		事業 開始	H14	H15	H16	H17	H18	終了 (見直し)
〔 評価時期 〕								
(1) 地方都市ガス事業 天然ガス化促進対策費 補助金	補助事業	S60	●	●	●	●	○	H22
(2) エネルギー多消費 型設備天然ガス化推進 事業	補助事業	H14	●	●	●	●	○	H18 (見)
(3) 地方都市ガス事業 天然ガス化導入条件整 備調査委託費	委託事業	H 3	●	●	●	●	○	H22
(4) 経年埋設内管対策 費補助事業	補助事業	H15	●	●	●	●	○	H19 (見)
(5-1) 天然ガス化促進 事業	政策金融	S63	●	●	●	●	○	H18 (見)
(5-2) 石油代替エネル ギー特定設備等資金利 子補給金	利子補給 事業	S63	●	●	●	●	○	-
(6) エネルギー需給構 造改革投資促進税制に よる天然ガス導入	税制	H 4	●	●	●	●	○	H19 (見)

注) 事業計画をベースに作成したもので、現時点における予定。

「●」:実施したもの、「○」:継続して実施する可能性のあるもの。

【施策目的実現に対する各事業の役割＜各事業の必要性＞】



4. 個別事業の評価

(1) 地方都市ガス事業天然ガス化促進対策費補助金(補助事業)

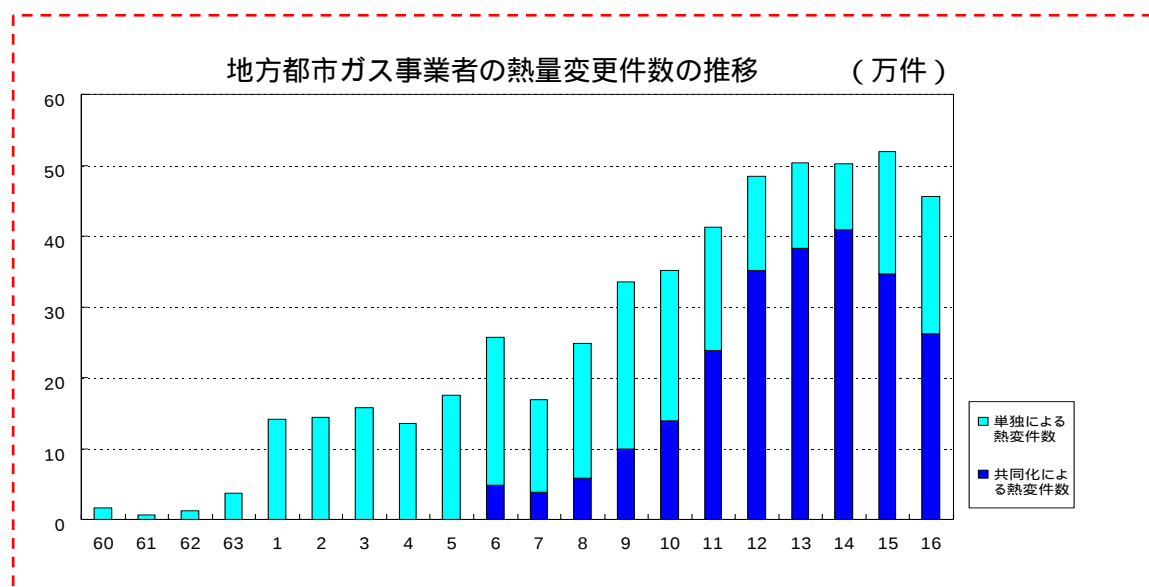
<事業の概要・目標>

平成22年度までに全ての地方都市ガス事業者の熱量変更作業を終了するために、初期費用負担低減、技術・ノウハウの提供等の支援を行い、事業者及び需要家の負担を軽減する。

<結果・効果(実績)>

助成措置が大きなインセンティブとなって計画が進展した結果、熱量変更が完了した事業者、需要家ともに着実に増加しており、天然ガス化の促進に寄与している。

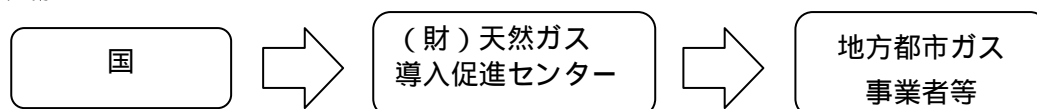
(指標)	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度
地方都市ガス事業者の 熱量変更の完了した 需要家件数比率(%)	58	64	69	75	80	85
熱量変更の完了した地 方都市ガス事業者数(者)		126	131	146	155	168



<今後の方向性>

地方都市ガス事業者の天然ガス転換は、天然ガス導入、利用拡大を行っていくための根幹を担う事業であり、平成22年度完了に向けて順調に推移しているが、膨大な費用負担を要するため、補助金による初期費用負担軽減、技術・ノウハウの提供等は大きなインセンティブとなっている。これから事業を開始する予定の経営基盤の小規模な事業者の天然ガス転換を推進し目標を達成させるためには、引き続き国の支援が必要である。その後の課題については、今後検討していく必要があると考える。

<実施スキーム>



<総予算額等>

・石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計

開始年度	終了年度	補助率	総予算額		総執行額		18年度以降 継続
昭和60年度	平成22年度	定額、1/3、 1/2、2/3	354〔億円〕		268〔億円〕		有
	H11年度以前	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
予算額(億円)	219.2	24.1	23.5	23.4	23.6	23.1	17.6
執行額(億円)	177.8	19.3	18.6	18.8	16.9	16.6	

(2) エネルギー多消費型設備天然ガス化推進事業(補助事業)

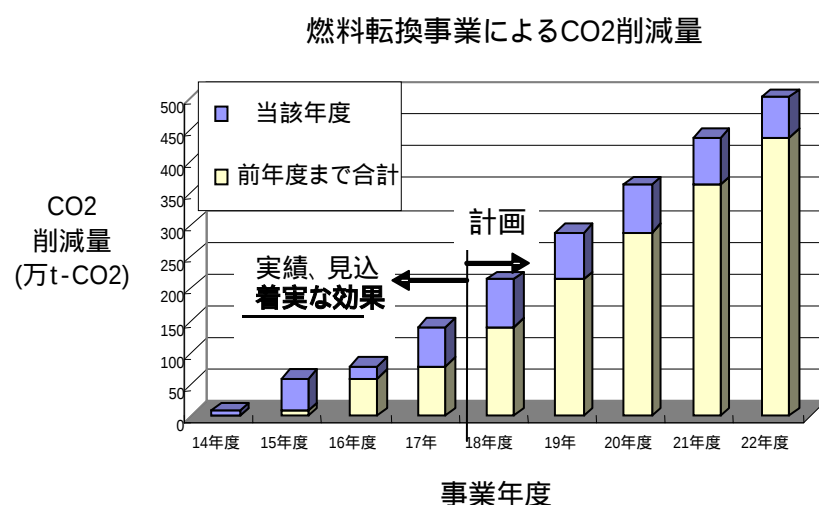
<事業の概要・目標>

産業用等のエネルギー多消費型設備(工業炉、ボイラー等)の燃料を石炭等のCO₂排出原単位の高いものから、環境負荷の低い天然ガスへ転換することによって、CO₂排出削減を図ることを目的とし、具体的には、石炭、石油等の燃料を原油換算で50kl/年以上使用する工業炉、ボイラー等の燃焼設備を、天然ガスを主原料とするガスへ燃料転換した事業者に対し、その設備変更に要する経費の一部を補助することにより初期投資負担の軽減を行う。

<結果・効果(実績)>

本事業によるCO₂排出削減効果は、平成14年からの3年間では80万t-CO₂、平成17年度の削減見込み60万t-CO₂を加えると140万t-CO₂となり、事業創設当初の、平成18年度までの5年間で約180万t-CO₂削減する目標を上回る実績をあげており、産業用等の需要サイドでの天然ガスへの転換促進に大きく寄与している。

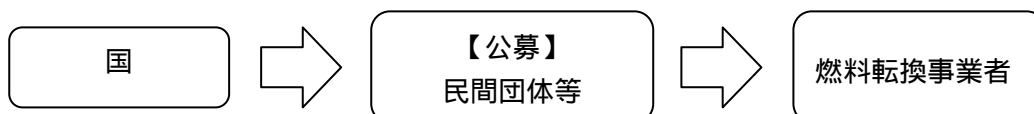
(指標)	H14年度	H15年度	H16年度	合計
CO ₂ 排出削減量(万t-CO ₂)	9.1	50.7	19.2	80



<今後の方向性>

当初の目標を上回る実績が期待でき、また、京都議定書目標達成計画に示された新たなCO₂排出削減目標に資するため、平成22年度までの目標を見直すことにより、強化して継続する。

<実施スキーム>



< 総予算額等 >

- ・ 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計

開始年度	終了年度	補助率	総予算額		総執行額		18年度以降 継続
平成14年度	平成18年度 (見直し)	定額、1/3	142 (億円)		56 (億円)		有
	H11年度以前	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
予算額(億円)	-	-	-	15.0	38.5	38.5	50.0
執行額(億円)	-	-	-	2.0	14.9	38.8	

* 14,15年度は事業繰越が生じたことにより、執行額(決算額)が少なくなっている。

(3) 地方都市ガス事業天然ガス化導入条件整備調査委託費（委託事業）

<事業の概要・目標>

我が国におけるガス事業の自由化範囲の拡大に伴い、制度設計の一助とし、また、天然ガスを効率的かつ安定的に供給する仕組み、市場競争が有効に機能するためのルールを整備すること等により地方都市ガス事業者の天然ガス化を促進する事を目的として、民間調査機関等を活用し、広く国内外の情報を収集することで業務の効率・効果を高め、天然ガスの導入促進を図るための政策指針を策定する判断材料及び事業者への情報提供等の支援のため、天然ガスの供給基盤整備等の各種調査を委託する

<結果・効果（実績）>

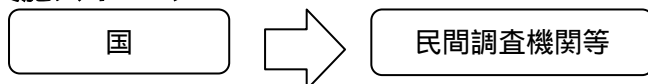
ガス事業を取り巻く実態を把握することにより、課題を分析し、今後の施策を検討するための判断材料とすることができたことにより、平成16年度からは50万m3まで自由化範囲拡大し、さらに天然ガスを効率的かつ安定的に供給するための制度設計に活用する。また、地方都市ガス事業者への情報提供を効果的に行ったことにより天然ガス転換が促進され、天然ガス導入を促進する効果が高いと言える。

（指標）	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度
地方都市ガス事業者の 熱量変更の完了した 需要家件数比率(%)	58	64	69	75	80	85
都市ガス原料に占める 天然ガス比率(%)	86.2	87.2	88.6	89.9	91.8	93.0

<今後の方向性>

平成16年度までの委託調査による報告結果は、ガス事業の規制緩和、基盤整備の促進等に係る施策立案に反映されている。今後、平成19年度以降の改正に向けて、天然ガスの導入促進を図るための供給体制の整備等の調査及び諸外国におけるガス事業に関する調査等を行い、天然ガス供給体制の在り方、供給体制整備に当たっての諸課題及びその対応策を講ずるための調査・分析をするとともに、安定的かつより低廉な供給確保を図るために、中長期的な視点で天然ガス調達戦略等の検討に資する、諸外国における需給動向、エネルギー政策、ガス関連事業の普及に関する分析、また、主要供給国のガス権益等に関する調査、分析を行う。

<実施スキーム>



<総予算額等>

- ・ 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計

開始年度	終了年度	補助率	総予算額		総執行額		18年度以降継続
平成 3年度	平成22年度	定額	7.9 (億円)		6.1 (億円)		有
	H11年度以前	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
予算額(億円)	3.6	0.8	0.7	0.6	0.6	0.6	1.0
執行額(億円)	3.4	0.9	0.4	0.3	0.1	1.0	

(4) 経年埋設内管対策費補助事業(補助事業)

<事業の概要・目標>

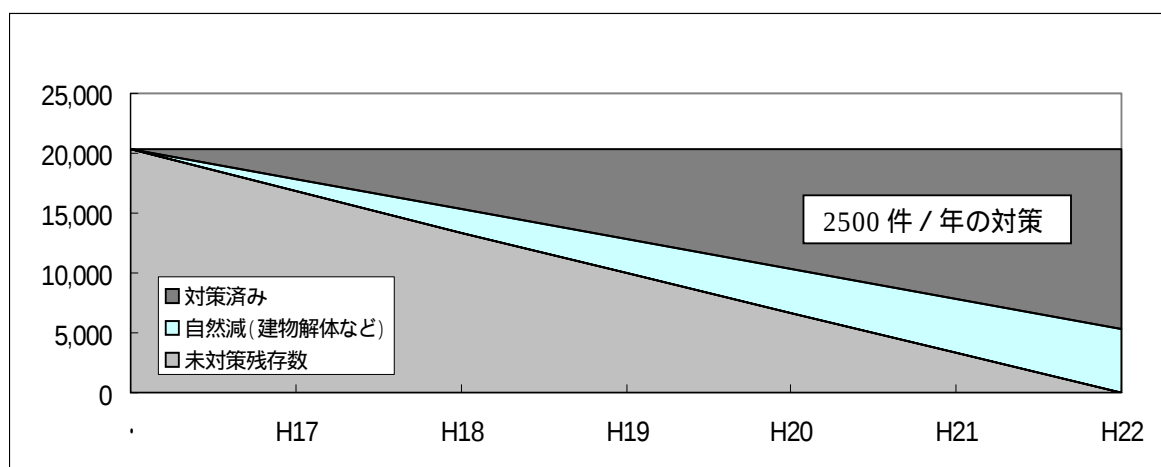
天然ガス供給の基盤である供給管においては、埋設から年数が相当程度経過し、改善(取替)を要する内管は、全国で約300～400万本あり、これらの改善には、約15年～20年が必要とみられているが、改善費用が高いこと、腐食の進行度合いが確認できないこと等からこれら改善が思うように進まない状況にある。この結果、内管の経年化が進み、ガス漏えい等に起因する爆発などの事故が懸念されている。このため、経年管改善費用の一部を助成することにより需要家負担が軽減し、経年埋設内管改善計画が円滑に進み、この結果、ガス供給に係る安全性の向上が図られるとともに、天然ガスの利用拡大に資する事を目的として、平成22年度までに波及効果の大きい公共性の高い建物についての改善を優先的に進める。

<結果・効果(実績)>

制度の周知が浸透し改善件数が着実に増加している(平成17年度約2,400件)。この結果、改善期間(完了年度)の短縮につながり、ガス供給に係る安全性向上、都市ガス事業者の経営基盤の安定化、ガス利用者のメリットの増進等、ひいては天然ガスの普及拡大に貢献している。

(指標)	H15年度	H16年度	合計
経年埋設内管改善件数(件)	346	546	892

平成22年度までの対策完了シミュレーション



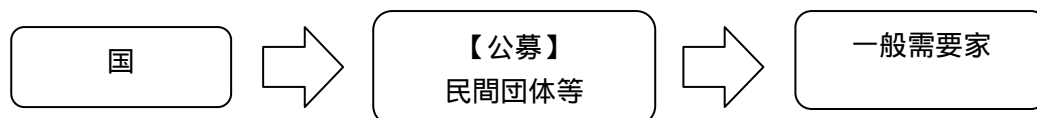
	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
自然減		1,020	969	921	875	831	789
対策数		2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,496
年度末未対策残存数	20,400	16,880	13,411	9,990	6,616	3,285	0

* 自然減を過去の実績から勘案し、前年建物残存数の5%と推定。

< 今後の方向性 >

経年埋設内管の改善が促進されることにより、ガスの安定供給やガス保安の確保を図り、天然ガスの一層の効率利用に寄与するものであり、優先的に対策が必要な対象（約20,400件）については、平成22年度までに完了することとする。

< 実施スキーム >



< 総予算額等 >

・ 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計

開始年度	終了年度	補助率	総予算額		総執行額		18年度以降 継続
平成15年度	平成19年度 (見直し)	定額、1/2	37.8〔億円〕		7.8〔億円〕		有
	H11年度以前	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
予算額(億円)	-	-	-	-	10.0	11.0	16.8
執行額(億円)	-	-	-	-	1.5	6.3	

* 15,16年度は事業繰越が生じたことにより、執行額（決算額）が少なくなっている。

(5 - 1) 天然ガス普及促進事業 (財投)

< 事業の概要・目標 >

供給の安定性、環境負荷、効率性等の面で優れた特性を有する天然ガスをわが国に広く普及するため、都市ガス事業者等が行う天然ガス化促進事業及び天然ガス等普及基盤整備事業に対し長期安定資金を供給する。

国民生活、産業活動に不可欠なエネルギー供給の観点から、保安対策(安全性の確保)、安定供給対策 (安定供給体制の構築) を図りながら、資源エネルギー庁が平成 2 年にとりまとめた「 I G F 2 1 計画 (Integrated Gas Family 21) 」に沿って、需要家利益の増進及び地球環境保全を目的に都市ガス業界における2010年 (平成22年) を目途とした天然ガスを中心とする高カロリーガスグループへの統一に向けた計画を着実に進めることにしている。さらに、平成17年 2 月に発効した京都議定書において、我が国の国際的義務となった2008年 (平成20年) から2012年 (平成24年) までにおける、温室効果ガスを対象90年 (平成2年) 比 6 % 削減することに関し、これを果たすために、同年 4 月に閣議決定された『京都議定書目標達成計画』において、「天然ガスシフトの加速化を推進する」、「都市ガス事業者のガス種の天然ガス転換を進める」ことが示されたことにより、都市ガス事業者等を中心とした天然ガス供給・受入インフラの整備をさらに促し、天然ガスの普及促進を着実に推進して行くことが重要である。

また、ガス事業における規制緩和において、天然ガスの利用・拡大に資する新たな天然ガス供給者を促し、さらに、これによる競争原理の導入や天然ガスを中心とした高カロリーガス種への統一によるガス機器の生産性向上からの低減効果により、需要家利益の増進を図ることが重要である。

< 結果・効果 (実績) >

ガス事業者の天然ガス化や天然ガスの安定供給のための投資は毎年度着実に行われており、天然ガス化の促進は進んでいるものと判断できるが、本年において閣議決定された「京都議定書目標達成計画」や「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005(骨太の方針2005)」において、天然ガスシフトの加速化、天然ガスの利用拡大が示されており、今後さらに、着実な天然ガス導入促進を図っていく必要がある。

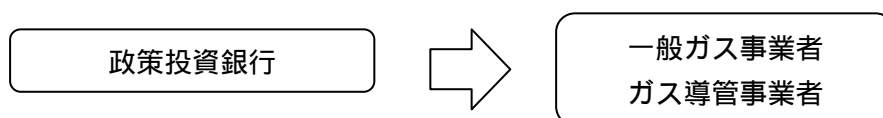
ガス事業者の天然ガス化率の推移

(指標)	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度
地方都市ガス事業者の 熱量変更の完了した 需要家件数比率(%)	6 4	6 9	7 5	8 0	8 5

< 今後の方向性 >

資源エネルギー庁が平成2年にとりまとめた「IGF21計画（Integrated Gas Family 21）」に沿って、需要家利益の増進及び地球環境保全を目的に都市ガス業界における2010年（平成22年）を目途とした天然ガスを中心とする高カロリーガスグループへの統一に向けた計画を着実に進めており、この観点においては、2010年度（平成22年度）を目途としているものの、京都議定書目標達成計画では、2010年（平成22年）の「第一約束期間（温室効果ガスの対90年（平成2年）比6%削減）」に加え、2013年（平成25年）から2018年（平成30年）の「第二約束期間」以降も数値目標が設定されていることなど、天然ガス導入政策はこれまでも増して重要であることから、今後のエネルギー情勢及び地球環境問題への対策の進捗状況を見ながら、当該施策の方向性を検討していく必要がある。

< 実施スキーム >



< 総融資額等 >

開始年度	終了年度	総融資額 3		総融資件数 3	18年度以降継続	
平成 63 年度 1	平成 17 年度 2	1,159 〔億円〕		137 〔件〕	有	
融資割合		融資限度額		貸付利率	貸付期間	
50%		-		政策金利 （一部22年度まで政策金利）	15年以内	
	H11年度以前	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度
融資額（億円）	552	192	124	104	97	90
件数（件）	62	16	16	13	16	14

1 当該制度は、それまで、地方向けなどに細分していた天然ガス化促進のための制度を統合したものであり、「天然ガス普及促進事業」としての開始年度は平成17年度である。

2 当該制度は、これまで継続されてきているが、財政投融資は毎年度要求しているものであり、恒久的に制度が認められているものではないことから、制度の終了としては単年度毎としている。

3 総融資額、総融資件数及び平成11年度以前の融資額及び融資件数は、天然ガス普及に係る融資制度は所要の見直し等を行っていることから、平成17年度現在の制度と内容の整合が図れる範囲からのものとしている（平成7年度から）。

(5 - 2) 石油代替エネルギー特定設備等資金利子補給金 (利子補給事業)

< 事業の概要・目標 >

地方都市ガス事業者が天然ガスの導入に際して必要な設備投資負担を軽減し、エネルギー需給構造の高度化に貢献するとともに原料調達の安定性の向上により事業リスクの低減、低廉かつ安全な料金や安全性の向上等を通じて利用者の利益増進を図るために、地方都市ガス事業者等の天然ガス導入等に係る設備投資に対し、日本政策銀行等は長期低利融資による資金面での助成を行い、同行等に対し利補幅の補給を行う。

< 結果・効果 (実績) >

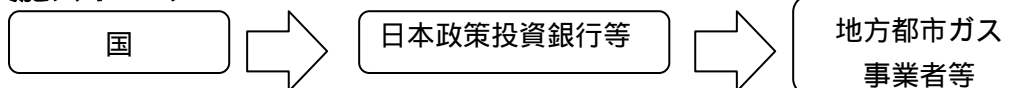
地方都市ガス事業者等が天然ガスを導入する際の初期投資を軽減することにより、天然ガスを導入した事業者及び需要家は着実に増加しており、天然ガスの利用促進により環境負荷低減に大きく寄与している。

(指標)	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度
地方都市ガス事業者の 熱量変更の完了した 需要家件数比率(%)	58	64	69	75	80	85
都市ガス原料に占める 天然ガス比率(%)	86.2	87.2	88.6	89.9	91.8	93.0
天然ガス導入済み 事業者数 (除大手 3 社)	116	129	137	148	150	152

< 今後の方向性 >

石油依存度の低減は我が国にとって緊急かつ最重要の課題であり、天然ガスの環境特性と供給安定性に着目し、地方都市ガス事業者等の石油代替エネルギーの利用促進を図っていくことは極めて重要である。本事業は地方都市ガス事業者等が天然ガスを導入し、利用拡大を行っていくための根幹を担う事業の一つとなっており、有効に活用されていることから、支援を継続する。

< 実施スキーム >



< 総予算額等 >

- ・ 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計

開始年度	終了年度	補助率	総予算額		総執行額		18年度以降継続
昭和63年度	平成 - 年度	政策金利 との差	136 (億円)		109 (億円)		有
	H11年度以前	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
予算額(億円)	108.8	5.5	4.9	5.0	4.4	3.8	3.4
執行額(億円)	88.0	5.1	4.6	4.2	3.8	3.5	

(6) エネルギー需給構造改革推進投資促進税制による天然ガス導入促進 (税制)

< 事業の概要・目標 >

天然ガスの導入に際して必要となる受入導管等の設備の導入を行う地方都市ガス事業者等に対して 30 % の特別償却又は 7 % の税額控除 (資本金 1 億円以下の者に限る) の選択適用を認め、初期の設備投資負担の軽減を図ることにより、省エネルギー及び地球温暖化対策に資するものとして、石油代替の観点から地方ガス事業者の天然ガス化を促す。

< 結果・効果 (実績) >

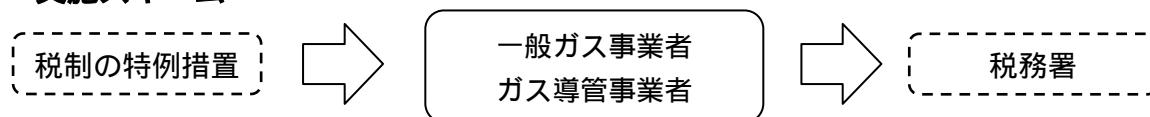
ガス事業者の天然ガス化率の推移

(指標)	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度
地方都市ガス事業者の 熱量変更の完了した 需要家件数比率 (%)	64	69	75	80	85

< 今後の方向性 >

資源エネルギー庁が平成 2 年にとりまとめた「 I G F 2 1 計画 (Integrated Gas Family 21) 」に沿って、需要家利益の増進及び地球環境保全を目的に都市ガス業界における 2010 年 (平成 22 年) を目途とした天然ガスを中心とする高カロリーガスグループへの統一に向けた計画を着実に進めており、この観点においては、2010 年度 (平成 22 年度) を目途としているものの、京都議定書目標達成計画では、2010 年 (平成 22 年) の「第一約束期間 (温室効果ガスの対 90 年 (平成 2 年) 比 6 % 削減) 」に加え、2013 年 (平成 25 年) から 2018 年 (平成 30 年) の「第二約束期間」以降も数値目標が設定されていることなど、天然ガス導入政策はこれまでも増して重要であることから、今後のエネルギー情勢及び地球環境問題への対策の進捗状況を見ながら、当該施策の方向性を検討していく必要がある。

< 実施スキーム >



< 総減税額等 >

税目	制度創設年度		適用期限		総減税額		18年度以降継続
エネルギー需給構造改革 推進投資促進税制	平成 4 年度		平成 17 年度		- (億円)		有
	H11年度以前	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
減税額 (億円)	470	420	480	380	250	230	-

減税額については、当該税制全体の減税額である。

当該税制は、租税特別措置法により措置されている税制であり、時限措置 (2 年間) されている。